

経営継承・発展支援事業に関するQ & A

I 事業の概要

Q1 経営継承・発展支援事業とはどのような事業ですか。

- A 本事業は、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、
- ① 地域の中心経営体等の後継者が、
 - ② 当該中心経営体等の経営の主宰権の移譲を受けて、経営発展計画を策定し、
 - ③ 同計画に基づく経営発展に向けた取組を実施した場合、
 - ④ 最大100万円を補助（国、市町村がそれぞれ1/2を負担）するものです。

Q2 経営継承・発展支援事業の主な要件はどのようなものですか。

A 本事業による補助の対象となる者は、中心経営体等である先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）であって、以下の要件を満たした者です。

【補助対象者（補助を受けようとする農業者）が個人事業主の場合】

- ア 令和2年1月1日から経営発展計画の提出時まで中心経営体等である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること
- イ アの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ウ 青色申告者であること（承認申請中も含みます）
- エ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること
- オ アの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと 等

【補助対象者（補助を受けようとする農業者）が法人（集落営農を含む）の場合】

- ア 次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと
- (ア) 法人の経営に関する主宰権の移譲を先代経営者から受ける場合：当該法人が中心経営体等であり、令和2年1月1日から経営発展計画を提出する時まで後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること
- (イ) 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が中心経営体等であり、令和2年1月1日から経営発展計画を提出する時まで当該主宰権の移譲を受けていること

- イ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ウ 青色申告者であること（承認申請中も含みます）
- エ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと 等

II 要件、補助対象等

1 補助対象者、要件

(1) 経営継承をした者（先代）関係

Q1 経営継承をした者（先代）に関する要件はありますか。年齢や所得の要件はありますか。

A 経営継承をした者（先代）は中心経営体等である必要がありますが、年齢や所得の制限は設けていません。しかしながら、後継者の経営発展の可能性を考慮すれば、できるだけ早期の経営主宰権の移譲が期待されます（後継者が若年の場合はポイントで配慮します）。

Q2 中心経営体等とはどのような者ですか。

A 中心経営体等とは、

- ①実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者、
- ②市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者、
- ③人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）5の（1）の⑤により公表された工程表の対象地区内の経営体であって、実質化された人・農地プランに中心となる経営体として将来位置付けられることが確実と見込まれる者（令和3年度に限ります）

です。

Q3 農業法人の経営継承も対象となりますか。また、任意の集落営農組織でも対象となりますか。

A 農業経営を営んでいる中心経営体等である法人であれば、本事業の対象になり得ます。

また、任意の集落営農組織であっても、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に掲げる組織であり、中心経営体等に位置付けられている場合は、本事業の対象になり得ます。

(2) 後継者関係

Q1 親子間での経営継承、第三者への経営継承いずれの場合も対象になりますか。

A 後継者が先代事業者の子・親族、従業員、経営外の後継者（いわゆる第三者継承）のいずれの場合も対象となります。

ただし、後継者が、経営の主宰権の移譲を受ける以前に別の農業経営を主宰していた場合は対象となりません。

Q 2 過去に経営継承を受けた場合も対象になりますか。

A 令和2年1月1日から経営発展計画を市町村に提出するまでに本事業の要件を満たした経営継承を受けた場合は対象となります。

Q 3 後継者に年齢、所得等の要件はありますか。

A 後継者の年齢、所得の制限はありません。ただし、早期の経営継承を促す観点から、後継者が若年の場合は採択においてポイントで配慮します。

このほか、後継者は経営の主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないことを要件としています。

Q 4 後継者が過去に農業次世代人材投資事業を受給した場合は、本事業の対象になるのでしょうか。また、過去に農の雇用事業の支援を受けた場合は本事業の対象になるのでしょうか。

A 農業次世代人材投資事業のうち、準備型については、就業前の準備期間を支援するものであり、これを受給した者は、農業経営を主宰していないため、本事業の対象になり得ます。ただし、同事業のうち、経営開始型については、本事業と同じ経営開始後の期間を支援するものであり、また農業経営を主宰する必要があるため、過去にこれを受給した者や現在受給している者は、本事業の対象にはなりません。

一方、農の雇用事業による支援を受けた農業法人やその法人で雇用就農していた後継者は、本事業の対象となり得ます。

(3) 経営継承（経営の主宰権の移譲）の方法等

Q 1 「経営の主宰権の移譲」は、どのように証明・確認するのですか。

A 経営を主宰するために必要となる代表権を有していることや経営管理の主体であることを、原則として、開業届等（開業・廃業等届出書、登記事項証明書、確定申告書その他関係書類）により確認することとしています。

また、事業実態があることや生産基盤や経営規模などについては、申請者への聞き取りなどにより確認するほか、必要に応じて青色申告で必要となる固定資産台帳、耕作証明書、売上台帳などにより確認します。

(4) 家族経営協定

Q 1 本事業の要件を満たすためには、家族経営協定にどのような事項を定める必要がありますか。

A 家族経営協定の内容は、基本的に家族の生活・実態を踏まえて自由に決めていただけますが、①農業経営の方針、②農作業の役割分担、③労働報酬、④労働時間・休日に関する事項は定めていただく必要があります。

2 補助対象経費

Q 1 どのような取組、経費が補助の対象となるのでしょうか。

A 経営発展計画の様式中「経営発展の取組」に記載された「具体的な取組内容」、「経費」、「経費内訳」に記載された取組・経費のうち、本事業の要件に合致した費用が補助対象となり得ます。

あらかじめ、経営発展計画の①～⑩の取組項目から選択（複数を推奨）し、具体的な取組・経費を記載頂く必要があります。

また、補助対象となる経費の種類としては、上記の取組に必要な専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費が対象となります。

Q 2 経営発展計画に記載していない取組も補助対象になるのでしょうか。

A 計画に記載されていない取組・経費は補助対象となりません。本事業による補助を受けようとする取組・経費については、あらかじめ経営発展計画に記載いただく必要があります。

Q 3 本事業による補助を受けようとする者が国の他の補助事業等の受給を受けた場合、本事業の併用は可能でしょうか。

A 経営発展計画に基づく経営発展に向けた取組について、同一の取組に対して国の他の補助事業を受給する場合は、当該取組に要する経費を本事業の補助の対象とすることはできません（融資に関する利子助成措置を除く）。

Ⅲ 申請手続き、書類への記載方法等

1 手続きの流れ等

Q 1 本事業による支援を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

A 補助金事務局が別に定める公募要領により間接補助事業者である市町村を公募しますので、市町村が公募要領に即して担い手の農業経営を継承した後継者を募集します。

したがって、本事業による補助を受けたい後継者は、本事業の実施要綱、市町村の募集要項などで補助対象者の要件、補助対象経費などを確認いただき、経営発展計画を作成し、必要な書類を添付して市町村へ提出してください。

2 経営発展計画

Q 1 経営発展計画とはどのような内容を記載する必要がありますか。

A 経営発展計画は、地域の中心経営体等の後継者が経営発展に向けて実施する取組内容（法人化、販路の開拓、営農の省力化など）と必要な経費、付加価値額の向上の目標、地域貢献の目標などを記載してください。

Q 2 補助対象となる「経営発展に向けた取組」とはどのようなものですか。

A 経営発展計画には、ア～スの取組項目から選択（基本的に複数項目を選択）し、具体的な取組内容と必要な経費を記載してください（〔 〕内は費用の例）。

ア 法人化 [例：登記費用等]

イ 新たな品種・作物・部門の導入 [例：資材費用、先進地視察費用等]

ウ 認証の取得 [例：GAPの取得費用等]

エ データを活用した経営の実践 [例：経営・栽培管理ソフトの導入費用等]

オ 就業規則の策定 [例：社労士等の専門家費用等]

カ 経営管理の高度化 [例：中小企業診断士等の専門家費用等]

キ 就労条件の改善 [例：社労士等の専門家費用等]

ク 外部研修の受講 [例：研修受講費用、旅費等]

ケ 販路の開拓 [例：コンサルタント等の専門家費用、旅費等]

コ 新商品の開発 [例：試作品の原材料費、消費者テスト費用等]

サ 省力化・省人化・業務の効率化、品質の向上

[例：省力化機械の導入費用、コンサルタント費用等]

シ 規格・出荷方法の改善 [例：包装デザインの外注費用、試作品の資材費用等]

ス 防災・減災の取組 [例：BCPの策定に係るコンサルタント費用等]

Q 3 地域貢献に関する特徴的な取組とはどのようなものですか。

A 地域の農地の集積、人材の雇用以外の取組であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組のことで、具体的な例は以下のとおりです。

例)・地域の耕作放棄地〇haを引き受けて再生させ、地域農業の維持に貢献する。

・地域の農業者〇名に対する作業（〇〇、〇〇）受託を通じ、地域農業の強化に貢献する。

・地域の農業者〇名に対し、〇〇についての販路提供（技術提供・支援）を通じ、地域農業の強化に貢献する。

・新規就農者〇名の受入れ、研修等の実施を通じ、人材の育成・確保に貢献する。

・インターンシップの希望者〇名を受け入れ、人材の確保に貢献する。

・観光農園の取組を通じて年間〇名の来園者を確保し、地域の活性化に貢献する。

・農泊の取組を通じて年間〇名の宿泊客を確保し、地域の活性化に貢献する。

Q 4 「経営発展の取組」に記載する経費（事業費）合計に上限はありますか。また、事業費が 100 万円未満の場合でも補助対象となりますか。その場合、国と市町村の補助はどうなるのでしょうか。

A 記載する経費（事業費）合計に上限はありませんが、国と市町村による補助上限 100 万円を超える金額は申請者の自己負担となります。

また、事業費が 100 万円未満の場合も補助対象となります。

[例：事業費が 80 万円の場合、国が 40 万円、市町村が 40 万円を負担]

IV 補助対象者の公募・審査・採択

Q 1 公募は令和3年度に何回行われますか。また、いつ頃になりますか。

A 補助金事務局が2回以上の公募を行う予定ですが、公募時期など詳細は現時点では未定です。なお、間接補助事業者である市町村の公募については、補助金事務局のホームページなどでお知らせする予定です。

Q 2 審査はどのように行われますか。

A 本事業は申請のあった経営発展計画について、国が定める配分基準に基づき、間接補助事業者である市町村がポイントを付与した上で、補助金事務局が補助対象者の要件等の確認をした上で、専門的資格や経験を有する外部有識者による審査会において審査基準による評価を行い、補助対象者の選定を行います。

Q 3 事業の要件を満たせば、全ての申請者が補助を受けられますか。

A 本事業は、国の予算の範囲内で採択を行います。このため、申請があった総額が予算額を上回る場合は、補助対象者の要件の確認及び審査を行った上で、間接補助事業者である市町村が付与したポイントの合計値が高い順に補助対象者の選定を行うこととなります。